

## 法第128条第1項第1号(イ) 特定被災区域関係

### 【認定基準】

申請者が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項の指定を受けた市町村（以下「特定被災区域」という。）において震災前から継続して事業を行っている者であって、東日本大震災に起因して、その事業に係る当該震災の影響を受けた後の最近3か月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が、震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること。

### 【必要書類】

- ・ 申請書 2通 ※会社の代表者印（個人の場合 実印）を捺印
- ・ 印鑑証明書
- ・ 商業登記簿謄本（個人の場合 確定申告書の写し）
- ・ 特定被災区域内での事業開始年月日がわかるもの（許認可証、商業登記簿等）
- ・ 売上の減少等が確認できる資料（試算表、決算書、売上帳簿等）
  - ※月毎の売上がわかるものがが必要です。
  - ※売上額は値引き・返品などを除いた純売上額になります。
- ・ 委任状（代理の場合）